

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第4号

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与の特例等) 第7条 [略] [2～3 略] [項を削る。]	(特定任期付職員の給与の特例等) 第7条 [略] [2～3 略] 4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u>
<u>4</u> 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。	<u>5</u> 第2項の規定による号給の決定、 <u>第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績</u>

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第16条から第25条まで、第30条から第33条まで及び第35条から第40条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第34条第1項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第47条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第16条から第25条まで、第30条から第33条まで、第35条から第40条まで及び第47条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

備考 表中の [] の記載は注記である。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。